主 文

本件上告を棄却する。

理 由

最高裁判所のした抗告棄却決定に対しては、再審の請求をすることは許されない ものであるから、本件申立は不適法である。

よつて裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和二七年二月一九日

最高裁判所第三小法廷

 裁判長裁判官
 井
 上
 登

 裁判官
 島
 保

 裁判官
 小
 林
 俊
 三